

# 養護教育



運営を推進する

昭和六十年度より十一年間にわたる「第三次福島県長期総合教育計画」の初年度における、養護教育の重点施策として、「障害をのりこえ、社会参加をめざす養護教育の推進」を掲げ、心身に障害を持つ児童生徒に対して、その障害の種類、程度、能力、適性等に応じた教育を行い、その可能性を最大限に伸ばし、可能な限り社会への参加を図るとともに、障害をもたない者も、幼少年時代から、障害者に対する正しい理解と認識を深めるようにする必要がある。

また、障害の程度が軽度の児童生徒については、適正な就学指導、交流教育、進路指導等について、さらに改善充実を図るとともに、障害の程度が重度の児童生徒については、訪問教育も含めて、指導内容・方法の改善・充実を図る必要がある。

## 学校・学級運営上の配慮事項

一 盲・聾・養護学校の実態に即した

### 三 適正な就学指導の推進に努める

活動とのかかわりについて改善を図る。

(一) 児童生徒の障害の実態に即して、教育目標の具体化、実践化を、全教職員の共通理解のもとにすすめ、特色ある学校づくりに努める。

(二) 福祉、医療等の関係機関と緊密な連携を図り、障害児の全面的発達を促進する指導の確立に努める。

(三) 重複障害教育並びに訪問教育の充実を、全教職員協力のもとに推進する。

### 二 特殊学級運営の適正化を図る

(一) 児童生徒の障害の種類、程度等に応じた特殊学級の編成方針を明確にし、適正な運営に努める。

(二) 一人一人の障害の実態と、具体的な到達目標を明確に把握し、個別指導を重視した指導を行い、可能性の伸長に努める。

(三) 通常学級の児童生徒及び教職員との交流活動の充実を図り、豊かな人間性の育成に努める。

(四) 養護教育の理念や指導について、全教職員の研修を企画するなど、学校全体の理解を深め、校内の就学指導の充実、地域社会の啓発など、全教職員が協力して、養護教育に対する理解ある環境づくりに努める。

(五) 第二項以下の各項に留意して、特殊学級運営の適正化を図る。

### 四 小・中・高の一貫教育等、児童生徒一人一人の発達をもとに、絶えず検討を加え、教育課程の改善充実に努める。

(一) 校内の就学指導体制を確立し、その組織を校務分掌に位置づけ、年間計画による校内の障害児の実態把握に努める。

(二) 市町村就学指導機関等との関係機関と緊密に連携して、校内の就学指導の適正化を図るとともに、就学又是入級後の実態把握に努め、適正な教育措置について、その変更も含め慎重な検討、指導に努める。

(三) 就学指導担当者が中心となり、養護教育に関する研修活動や地域社会の啓発活動を推進し、児童生徒の障害の実態と指導の在り方について、保護者の認識と地域社会の理解を深め、就学指導の円滑化に努める。

(四) 教育課程の適切な編成を図る

(一) 児童生徒の障害の実態に応じて教育課程の改善を図り、指導の形態や内容・方法に創意工夫を加え、適切な指導の推進に努める。

(二) 児童生徒に交流教育の趣旨の徹底を図るとともに、交流の方法を工夫し障害児、健常児の双方に有意義な協力体制のもとに推進を図る。

(三) 意図的、計画的な交流活動が契機となつて、日常的な交流活動が実践され、障害児に対する理解を深め定着に努める。

(四) 交流活動に対する地域社会の理解と協力を広め、障害児に対する正しい理解を地域社会に拡大することに努める。

### 六 研修の充実と組織化を図る

(一) 教職員の専門職としての意識と意欲の向上に努め、研修活動の充実を図り、その組織化に努める。

(二) 研修会、講習会への参加を計画的・方法の改善に努め、特に、特別容・方法の改善に努め、特に、特別

### 五 交流教育の推進と定着を図る

(一) 交流教育の趣旨並びに、障害児に対する正しい理解を深め、望ましい協力体制のもとに推進を図る。

(二) 児童生徒に交流教育の趣旨の徹底を図るとともに、交流の方法を工夫し障害児、健常児の双方に有意義な協力体制のもとに推進を図る。

(三) 意図的、計画的な交流活動が契機となつて、日常的な交流活動が実践され、障害児に対する理解を深め定着に努める。

(四) 交流活動に対する地域社会の理解と協力を広め、障害児に対する正しい理解を地域社会に拡大することに努める。